

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

中国（岡山）厚生年金 事案 3214

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年9月1日から23年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、18年9月から22年8月までは62万円、同年9月から23年2月までは59万円、同年3月から同年8月までは62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成23年9月1日から24年6月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の41万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から24年6月1日まで

私は、平成15年5月からA事業所に勤務しているが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 23 年 8 月までの標準報酬月額については、A 事業所から提出された賃金台帳並びに申立人が所持している給与明細書及び源泉徴収票で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18 年 9 月から 22 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から 23 年 2 月までは 59 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 62 万円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 23 年 9 月から 24 年 5 月までの標準報酬月額については、当初、41 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 26 年 7 月 11 日に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が申立事業所から年金事務所に提出され、62 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（41 万円）となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された上記賃金台帳並びに上記給与明細書及び上記源泉徴収票により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記賃金台帳並びに上記給与明細書及び上記源泉徴収票で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っていないこと、また、申立期間に係る厚生年金保険料について、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和52年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月26日から同年4月1日まで
昭和48年4月にA社に入社し、平成13年9月まで継続して勤務した。
昭和52年3月26日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「従業員台帳（発令情報）」等から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年3月26日に同社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に、同社C支社に係る申立人の資格取得日は昭和52年4月1日と記載されていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は52万1,000円、同年12月12日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録には当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する「2003年夏季賞与明細書」及び「2003年冬季賞与明細書」等から判断すると、申立人に対する平成15年夏季賞与は52万1,500円、同年冬季賞与は35万1,400円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、金融機関から提出された申立人に係る「預金取引推移表」によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることが確認できることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「平成16年8月*日に強制破産され、社会保険に係る関連資料は破産管財人が管理した。」と供述しているところ、申立人が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額及び上記「預金取引推移表」の金額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認で

きる配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月20日は52万1,000円、同年12月12日は35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3217

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月15日

私が、A事業所に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成23年5月16日に年金事務所に提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、当該期間に係るオンライン記録は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が事業主から提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかしながら、申立人が所持する「平成19年冬期分」と表記された給料支払明細書によると、支給日及び事業所名の記載は無いものの、平成19年の冬期賞与として32万円が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が賞与

から控除されていたことが確認できる。

また、A事業所は、「申立人が所持する給料支払明細書は、当事業所が平成19年12月15日に賞与を支給時に申立人に交付した明細書であり、厚生年金保険料も記載されている控除額のとおり控除していた。」と回答していることから、申立人が所持する給料支払明細書は当該事業所から申立期間に交付されたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年3月まで

私は、免除期間となっていた平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料について、14年10月頃から16年頃までの間に、A市B区役所あるいは同市C区役所で、一度に全額を追納した記憶があるが、年金事務所の記録では申立期間が免除期間のままになっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

追納に係る国民年金保険料は、制度上、市区町村が収納することはできないところ、A市は、「平成14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に移管されて以降、A市では収納事務自体を行っていない。また、国民年金保険料の追納に関わる事務については、平成14年4月以前から、国民年金保険料追納申込書の様式の交付を含め行っていなかった。」と回答しており、申立人の同市B区役所あるいは同市C区役所で追納したとする主張と相違している。

また、国民年金保険料を追納する場合、被保険者又は被保険者であった者から社会保険事務所（当時）に保険料の追納の申込みが必要であり、当該追納に係る国庫金納付書が発行されると、オンライン記録にその記録が残ることになるが、申立人の基礎年金番号（*）及び平成6年7月頃に払い出された国民年金手帳記号番号（*）に係る被保険者記録照会（追納記録）には、いずれも追納の申込み及び納付書の作成についての記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1542

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年3月までの期間、58年4月から62年3月までの期間、63年4月から平成12年3月までの期間、13年7月から18年2月までの期間及び19年1月から20年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から57年3月まで
② 昭和58年4月から62年3月まで
③ 昭和63年4月から平成12年3月まで
④ 平成13年7月から18年2月まで
⑤ 平成19年1月から20年4月まで

私が20歳の頃、父から「国民年金保険料の免除の手続きを行っているから安心していなさい。」と言われたことを記憶している上、私自身は国民年金保険料の免除申請手続きを行った記憶が無いにもかかわらず、昭和47年7月から60歳に到達する前の平成20年*月までにおいて、申立期間①から⑤まで（以下「申立期間」という。）を除く期間は免除の記録になっているのに、申立期間は未納とされており、記録の管理が不自然であるから、申立期間についても保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和58年3月までの納付状況が確認できるところ、当該被保険者台帳の申立期間①に係る昭和51年度から56年度までの各月欄において、国民年金保険料が未納であることを示す空欄となっておりとともに、当該年度の進達欄の納付及び免除月数は、いずれの年度も「00」「00」と記載されている上、A市、B市及びC市が管理する申立人の国民年金被保険者名簿並びにA市の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立期間①、②及び③のそれぞれに該当する期間に係る記録は未納となっていることが確認でき、いずれの記録もオンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらず

ない。

また、申立人は、20歳の頃、父親から「国民年金保険料の免除の手続を行っているから心配しないでよい。」と言われたとしており、申立人自身は保険料の免除申請手続を行ったことは無いとしているところ、父親は既に死亡しており、当該手続等に係る状況が不明である上、申立期間④及び⑤の前後の期間は法定免除期間であり、法定免除については、申請手続によらず記録されたと考えられることから、申立人の記録管理が不自然との主張とは相容れないほか、申立人は、申立期間について、免除申請手続の有無にかかわらず、当該期間を保険料の免除期間として認めてほしいと主張しているだけで、申立期間に係る具体的な主張は得られない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立期間は336か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり、複数の行政機関の記録管理に不備があったとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3218

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 12 日から 41 年 10 月 30 日まで
② 昭和 41 年 11 月 22 日から 43 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 15 日から同年 6 月 26 日まで
④ 昭和 43 年 8 月 21 日から同年 12 月 11 日まで
⑤ 昭和 44 年 7 月 21 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、最後に勤務したA社を昭和 46 年 12 月に退職した後に脱退手当金が支給された記録となっているが、これまで脱退手当金という給付制度があったこと自体を一切知らず、これを受け取った記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最終勤務事業所であるA社を退職する前の昭和 46 年*月*日に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名は、同社を退職した1か月経過後の47年2月17日に婚姻後の姓に変更されている上、申立期間に係る脱退手当金が同年3月28日に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求に伴って氏名変更を行ったと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」に○印が表示されていることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社を退職した後、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得するまでの約 14 年間において、複数回にわたり国民年金の強制加入対象期間があるにもかかわらず、国民年金

に加入しておらず、他の公的年金にも加入していないことからすると、その当時において申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 7 月から 45 年 3 月までの間、期間をはっきり覚えていないが A 地区にあった B 事業所に勤務し、C 業務に従事していた。

しかし、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する勤務場所等から判断すると、B 事業所は、D 社（現在は、E 社）であったと考えられ、申立人は同社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、E 社は、「当社が保存する申立期間における社員名簿及び厚生年金保険の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらないことから、申立人は当社の従業員ではなかったと考えられる。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間に D 社又は E 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 16 人に照会したが、回答のあった 7 人全員が申立人を覚えていないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、D 社及び E 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は見当たらない上、厚生年金保険整理番号に欠番も無い。

なお、前記の同僚照会で回答があったうちの一人は、「D 社の F 事務所に勤務していた者の中に、申立期間当時、G 社に所属していた者がいた。」としていたことから、G 社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない上、厚生年金保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。